

はーと なび

社団法人 全国腎臓病協議会 〒170-0002 東京都豊島区巣鴨 1-20-9 巣鴨ファーストビル3階
TEL03-5395-2631 FAX03-5395-2831

生活保護法一部「改正」移送費支給基準が厳格化

厚生労働省は4月1日、生活保護受給者の通院移送費支給基準に関して、生活保護法の一部「改正」を通知しました。これにより、今後通院移送費が支給される場合は緊急搬送など特殊な場合に限定され、例外的に支給が認められる場合にも通院先を限定するなどの制限が設けられます（右図参照）。

通院移送費とは、生活保護受給者に対し通常の保護費とは別に支給される通院等に要した交通費のことです。従来その支給基準は通院や往診等について「最低限度の移送」を行った場合の「最小限度の実費」と定められていました。しかしながら何が「最低限度の移送」「最小限度の実費」であるかの具体的基準は存在しなかったため、各地方自治体が独自にその判断を行っていました。厚労省は今回の「改正」を“あいまいだった支給基準を明確化”するものとしています。しかしこれは

事実上の支給縮小であり、全国に支給打ち切りの懸念が広がっています。

通院移送費が支給される場合

一般的給付	・ 災害現場からの救急搬送 ・ 離島等での負傷、重病患者の搬送 ・ 医師の判断にもとづく緊急的な転院 ・ 移植のための臓器搬送
例外的給付	「一般的給付」には該当しないが例外的に給付が認められる場合。ただし、通院先の医療機関は福祉事務所管内に限られる。 ・ 身体障害等のため電車・バス等の利用が著しく困難な人が最寄の医療機関までタクシーで通院する場合 ・ へき地等で、最寄の医療機関を電車・バス等により受診する場合でも交通費が高額になる場合 ・ 福祉事務所等からの検診命令による受診の場合 ・ 医師の往診等に係る交通費または燃料費が必要となる場合

生活保護法一部「改正」全腎協は支持せず 厚労省へ要望書を提出

今回の「改正」の最大の問題点は、これまで正当な理由により通院移送費の支給を受けていた人のなかに急に支給を打ち切られる人があらわれる可能性が高いという点です。

問題を重くみた全腎協は、「改正」

の情報を得た3月の時点でいち早く厚労省に詳細な説明を求めるとともに、「改正」見直しの要望書を提出しました。全腎協に対し厚労省は“透析のための通院は例外的給付に該当すると考えられ、今後も必要な通院移送費は支

給される”と説明しましたが、これは患者の通院保障を確約するものではありません。なぜならば、実際に給付に係る最終的な判断は依然各地方自治体に委ねられているからです。

地方自治体のなかには、すでに透析患者といえども例外扱いはしないとの見解を示すものが現れています。地方

自治体が支給せずと判断すれば、支給は行われません。現在、具体的な透析患者への支給打切りの情報はまだありませんが、その可能性は否定できない状況です。新たな支給基準に基づく制度運用は7月をめどに始まります。全腎協は引き続き情報収集を行い、適宜厚労省へ要望書を提出する考えです。

速報

厚労省 移送費について再度通知 厳格化を事実上撤回

厚生労働省は6月10日、生活保護受給者の支給基準を厳格化した4月1日付通知を事実上撤回し、個別事情に応じた支給を行うよう都道府県等へ改めて通知しました。撤回の背景には、

全腎協をはじめ多くの団体から厳格化反対・通知撤回を求める声が厚労省によせられたことがあるものと考えられます。なお、6月10日通知の詳細については次号にてお伝えいたします。

道路交通法 一部改正

後部座席シートベルト着用義務化 6月1日より

後部座席におけるシートベルト着用義務化等をもりこんだ改正道路交通法が、6月1日に施行されました。この度の改正では、シートベルト着用のほか、自転車の歩道通行におけるルールの変更など生活に身近な部分での変更が多く行われています。通院送迎に直接的に関係する部分は次の通りです。

①後部座席でのシートベルト着用が義務化に

後部座席などの運転席・助手席以外の席についてもシートベルト着用が完全義務化となりました。妊婦や障害等のためにベルト装着が身体にとって適当ではない人、または著しい肥満などの体格上の問題からベルト装着が困難な場合等を除き、原則としてシートベルトの着用が義務付けられました。高速道路などにおいて違反した場合は、ドライバーに行政処分の点数が付されます。

②「高齢運転者標識」表示が義務化に

75歳以上の方が運転する車両には「高齢運転者標識（もみじマーク）」の表示が義務付けられました。70歳以上75歳未満のドライバーについては、従来通りの努力義務です。

③「聴覚障害者標識」を新設

聴覚障害者の普通免許取得が認められ、新たに「聴覚障害者標識」が設けられました。聴覚障害者の運転する車両には「聴覚障害者標識」の表示が義務付けられ、また表示車両への幅寄せ・割り込みは禁止されます。



聴覚障害者標識

「高齢運転者標識」・「聴覚障害者標識」の表示義務を怠った場合、行政処分の点数が付されます。

各地のトピックス

認定講習実施団体 最新情報 北九州市に認定講習実施資格

福祉有償運送の認定講習実施団体一覧の最新版が発表になりました（3月31日付）。今回発表の一覧には、1月に認定講習実施の資格を得た北九州市の情報が初めて掲載されています。北九州市の資格取得は、同市内の送迎団体の念願です。以前このコーナーでも取り上げたように、北九州市の実施資格取得の背景には北九州「さわやか」等の要望活動がありました。3月末現在、認定講習実施の資格をもつ地方自治体は北九州市含め4市区町村となりました。詳細は添付の実施団体一覧をご覧ください。

国交省旅客課「福祉有償運送ガイドブック」を作成

国土交通省・自動車交通局旅客課の編集による「福祉有償運送ガイドブック」が発刊されました。この「福祉有償運送ガイドブック」は約40ページからなる小冊子で、内容は自家用有償旅客運送の概要をはじめ、福祉有償運送の登録要件、対価、運営協議会の開催等について関連法規の内容が関係項目毎にまとめられています。また、法令通達文書の内容が比較的平易な言葉で書かれている点が特徴です（資料部分を除くガイドブックの全ページを添付いたしましたので、詳細は別紙をご参照下さい）。同ガイドブックは、一般向け書籍としての発行も予定されているとのことです。

事務局より「NPO・市民活動のための助成金応募ガイド2008」について

財団法人助成財団センターより、民間財団の助成金に関する情報を集めた「NPO・市民活動のための助成金応募ガイド」の最新版（08年度版）が発行されました。全腎協事務局でも同書籍を1部購入いたしましたので、内容等お知りになりたい方は全腎協事務局までご一報下さい。

なお、同書籍に収められた各種助成金の情報の概要は、助成財団センターホームページの「助成財団データベース」で閲覧することができます。「助成財団データベース」はどなたでも閲覧可能です。下記URLにアクセスのうえ、ご参照下さい。

(財)助成財団センター ホームページ
<http://www.jfc.or.jp>

通院介護支援事業研修会のお知らせ

日 時：9月27日(土)14:00～18:00
9月28日(日)9:00～12:00

会 場：『大森東急イン』

参加者：県組織役員等。各県より1名。
※オブザーバー参加は各県1名上限。
※各参加者には事前課題があります。

テーマ：「通院問題に備える。今、患者会が出来ること」(仮)

☆ ☆ ☆ ☆ ☆ ☆ ☆

申込み方法など詳細は7月頃ご案内の予定です。なお、送迎実施団体の方は参加できませんのでご注意下さい。